



かかると厄介！感染性胃腸炎

感染性胃腸炎とは

感染性胃腸炎は、細菌やウイルスなどの病原体による感染症です。ウイルス感染による胃腸炎が多く、毎年秋から冬にかけて流行します。

原因はなに？

病原体には、ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどのウイルスのほか、細菌や寄生虫もあります。

胃腸炎はいつまで？

ウイルス性胃腸炎も細菌性胃腸炎も、人から人につります。感染経路は主に2つあります。

●接触感染

感染者の吐物や便に触れた手で口を触れることによる感染

●経口感染

感染者の吐物や便が飛び散って、口から侵入したり、汚染された食品を食べることによる感染

主な症状

病原体により異なりますが、主な症状は吐き気、おう吐、下痢、発熱、腹痛です。症状は平均5日程度続きます。感染しても発症しない場合や、軽い風邪のような症状の場合もあります。

治療法は？

残念ながら、特別な治療法は無く、症状に応じた対症療法が行われます。

★注意点★

免疫力の低い子供やお年寄りでは重症化しやすいです。特に高齢者は、誤嚥により肺炎を起すことがあるため、体調の変化に注意しましょう。

予防のポイント

①手洗い

こまめな手洗いをしましょう。特にトイレの後、吐物や便を処理した後、食事の前などは、石けんと流水でよく手を洗いましょう。

また、タオルは共用せずに、使い捨てのペーパータオルで手を拭くのがお勧めです

②食品の十分な加熱

一般的にほとんどのウイルスや細菌は熱に弱いので、食品は中心部までよく加熱しましょう。

うがい・手洗い



食品は中心部までよく加熱

子供から感染し家族全員が嘔吐下痢で寝込んだという話も耳にします。新年は楽しい事がたくさん！

十分な感染対策を行い、元気に過ごしましょう。
(富澤)

【参考資料】 練馬区医師会

謹賀新年

謹んで新年のお喜びを申し上げます。旧年中は大変お世話になり、職員一同心より御礼申し上げます。

昨年はコロナウイルス感染症への対応の他に、後発医薬品メーカーの不祥事に起因した後発医薬品をはじめとした医薬品供給が困難に陥り、あおば薬局、コアラ薬局全店で慌ただしい一年となりました。引き続き医薬品の供給は不安定な状況ですが、薬局を利用される皆様が安心して治療が続けられるように努めていく所存です。

さて、話はかわりますが、お正月によく目にする縁起ものの花材に赤い実の南天(ナンテン)がありますよね。ナンテンはメギ科の常緑低木で、中国や日本が原産です。自然界では3mほどにまで成長します。ナンテンという名前は漢名の「南天燭」または「南天竹」に由来し、日本では「南天」と呼ばれるようになりました。また名前の音が「難を転ずる」に通じることから縁起の良い木として珍重され、江戸時代になると火災除けとしても植えられるようになり、さらに魔除けとしても多くの家に植えられるようになったそうです。

ナンテンの実は野鳥の好物で、鳥が食べている姿を見かけることもあります。じつは微量ですが有毒成分が含まれており、人間が安易に実や葉を口にすると危険です。一方でナンテンの実には咳止めの効果もあります。ナンテン(オ・メチルドメスチン)を多く含むナンテンの実は、「南天実」という名で、古来より鎮咳(咳止め)の生薬として知られていました。のど飴は有名です。新しい年はこのナンテンにちなんで、コロナウイルス感染症をはじめ、「難が転じて」平安な日常生活が送れるといいですね。

今年もこのコアラ新聞を通して、健康のことを中心に皆様へ有益な情報を発信していきます。そして地域の暮らしと健康が守られますように、職員一同で頑張っていきます。

今年もおおば薬局・コアラ薬局をどうぞよろしくお願い致します。

一般社団法人群馬保健企画
代表理事 野口陽一

セルフメディケーション税制が

延長になりました

コロナ禍において「受診するほどではないかな？」と市販のシップや痛み止めを購入された方は意外に多くいらつしやるのではないのでしょうか？

市販の医薬品を一年間一定額以上購入した時、税の減額を受けることが出来るセルフメディケーション税制があります。

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（健診・予防接種など）を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために一万二千円以上の対象医薬品を購入した場合に、「セルフメディケーション税制」を受けることができます。ただし、セルフメディケーション税制は、「医療費控除の特例であるため、「医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のどちらを適用するか、ご自身で選択することになります。



対象医薬品の範囲

対象医薬品は、薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）とされています。セルフメディケーション税制の対象とされる医薬品は、購入した際の領収書（レシート）に控除対象であることが記載されています。また、厚生労働省のホームページに対象となる品目名が詳しく掲載されています。



また、セルフメディケーション税制の推進のために、市販されている医薬品等について保険給付の対象外とすることも検討され、実際に一部の品目において処方制限が設けられています。これは、市販品として薬局等で購入できる品目については保険給付から外すというものであり、医療費削減政策の一つです。

手続きに必要な書類

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、次の書類の提出が必要ですが。

- ①セルフメディケーション税制を適用し計算した確定申告書
- ②セルフメディケーション税制の明細書

※対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管する必要があります。

減税例

例…一定の取組を行った所得税率20%の申告者が、対象製品を年間5万円購入した場合、所得税と住民税あわせて一万千四百円が減税（戻ってくる）金額になります。

注意…一万二千円を超えた金額が減税額（戻ってくる金額）になるわけはありません（実際の減税額等は、他の所得及び所得控除の金額等により異なります）。



令和4年1月からの変更点

このセルフメディケーション税制は平成29年から令和3年12月31日までの5年間だけ実施される時限立法でしたが、5年間（令和8年まで）延長することになりました。

対象医薬品について

- ① 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTCから、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外
- ② スイッチOTC以外の一般用医薬品等で、医療費削減効果が著しく高いと認められるもの（三葉効程度）を対象に加える



薬局で医薬品を購入される際は、薬剤師にご相談ください。また、市販のお薬を飲んで症状が良くならない場合は、受診し医師にご相談ください。

参考：国税庁HP

日本一般用医薬品連合会資料
(牛込)

ご利用満足度 アンケートのお願い

日頃よりあおば薬局、およびコアラ薬局をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当法人では、サービス向上を目的とし、ご利用満足度アンケートを実施いたします。

つきましては、お手数ですがご利用満足度アンケートへのご協力をお願い致します。

アンケートへの回答方法は、各薬局で配布されるアンケート用紙にご記入いただくか、左記QRコードから専用回答フォームにアクセスしていただくことで、ご回答いただけます。

ぜひ率直なご意見・ご要望をお聞かせください。

なお、アンケートの回答は、統計的に処理され、特定の個人が識別できる情報として公表されることはありません。何卒、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。



<https://forms.gle/SHayq7vwLaWhRqWn9>